

資格喪失後の保険証を使おうとしていませんか？

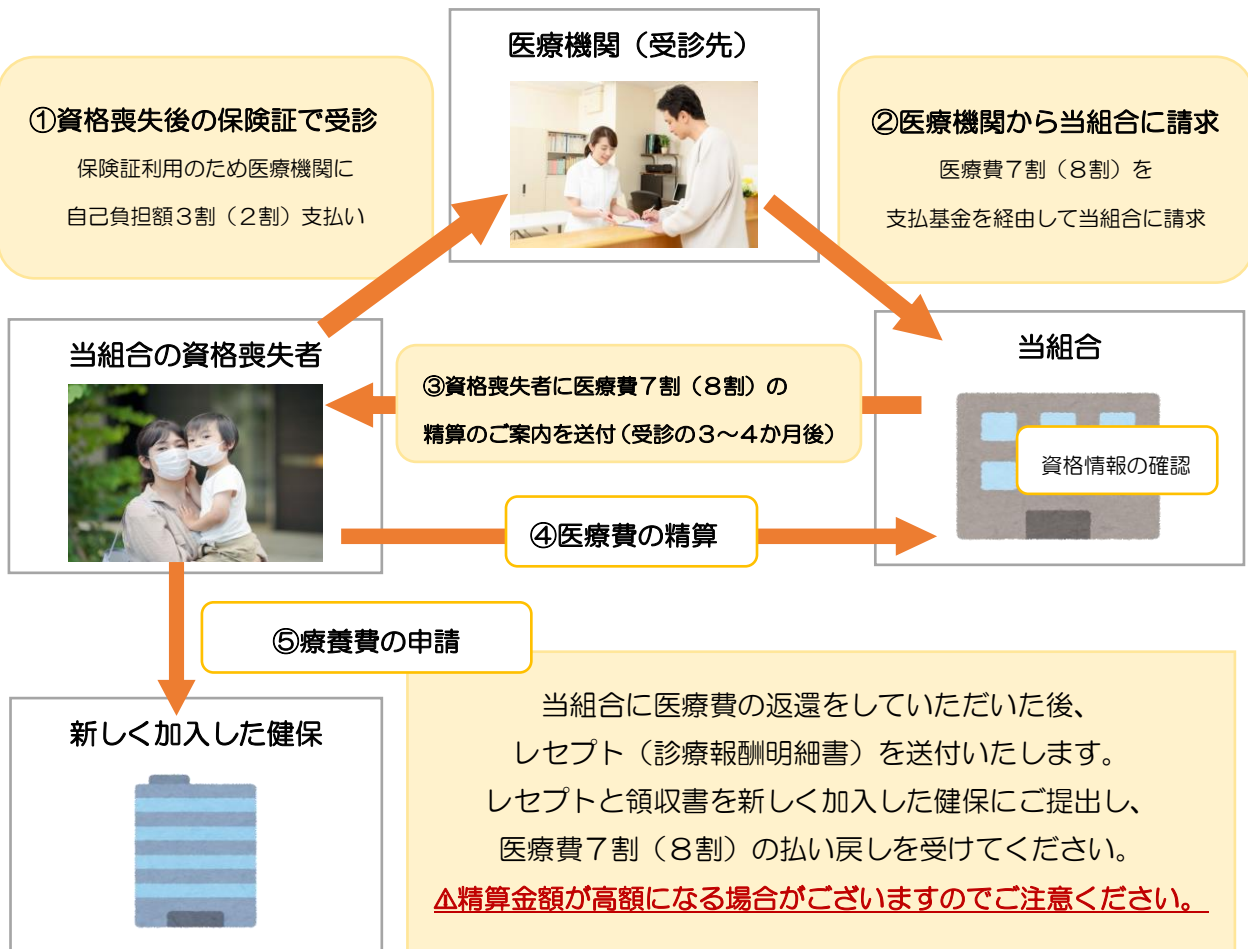
転職して健康保険の切り替え中ですが、
新しい保険証の発行には1週間ほどかかると言われています。
どうしても歯が痛くて歯医者に行きたいのですが、
まだ返却していない前加入健保の保険証を使っても良いですか…？



ちょっと待った！！
資格喪失後の保険証はお使いいただくことができません！！

当組合の被保険者・被扶養者でなくなったときは、**資格喪失日**から当組合の保険証は使えません。
もし誤って使ってしまった場合、当組合が負担した医療費を精算していただきます。

医療費精算の流れ



どうしても受診したいときは、マイナンバーカードで医療機関に受診できます！



保険証切り替え手続き中で保険証がお使いいただけない場合、マイナンバーカードの保険証利用登録を行っていただくことにより、マイナンバーカードでの受診が可能です。

マイナンバーカードで受診するメリット

医療費が安くなります！

初診時の窓口加算額が医療機関で保険証利用の場合 **12円**のところ、マイナ保険証の利用で半額の **6円**に、調剤薬局で保険証利用の場合 **9円**のところ、マイナ保険証を利用すると3分の1の **3円**になります！

そのほかにも

- 特定健診や診療の情報を医師と共有でき、重複検査を防ぎ、自身の健康・医療データに基づくより適切な医療を受けられます。
※本人の同意なく情報が共有されることはありません。
- 薬の情報も医師・薬剤師と共有でき、重複投薬や禁忌薬剤投与のリスクも減少します。
※本人の同意なく情報が共有されることはありません。
- 旅行先や災害時に受診する際も、薬の情報等が連携されます。
- マイナポータルで医療費通知情報を入手でき、医療費控除の確定申告が簡単にできます。
- 医療費が高額な場合に申請する「限度額適用認定証」が不要になります。
- 就職や転職後の保険証の切り替え・更新が不要。
※新しい保険者による登録手続きが必要です。
- 高齢受給者証の持参も必要なくなります。

マイナンバーカードで受診するための準備

1 マイナンバーカードをお持ちでない方は、まずはマイナンバーカードを取得



申請 ※以下から選択

1  
スマホから パソコンから
オンライン申請

2 
証明写真機
から

3 
郵送

受け取り

①ハガキが届く
②受け取りに行く
 

詳しくはこちら


マイナンバーカード
総合サイト

2へ

2 マイナンバーカードをお持ちの方は保険証利用の申込み

マイナンバーカードを健康保険証として利用するには、申込みが必要です。 ※以下から選択

医療機関で

- 医療機関・薬局の顔認証付きカードリーダーから申し込みます



スマホから

- 下記3つを準備 マイナポータル
- ①マイナンバーカード
 - ②マイナンバーカード読取対応のスマホ
 - ③アプリ「マイナポータル」のインストール
- STEP1 「マイナポータル」を起動する。
STEP2 「申し込み」をタップする。
STEP3 利用規約等に同意する。
STEP4 マイナンバーカードを読み取る。



セブン銀行ATMで

- 必要なものはマイナンバーカードのみ！

ATM画面

マイナンバーカードでの手続き

健康保険証利用の申込み



2024年12月2日に健康保険証が廃止されることが閣議決定されました。廃止前に慌てないよう、前もって準備をしておきましょう！

